

第150号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目次

1. ある技能実習生の帰国時の賃金支払明細書から
2. 社会保険への加入義務について
3. 新聞記事から
「ブラックバイト広がる現状変えたい」高校生が初の労働組合
(外国人@ニッポン) フィリピン人女性、祈りを支えに(布池教会)
レオパレス21、ベトナム技能実習生を協力工務店へ配属
韓国、外国人労働者を奴隷化の実態！性暴力、賃金未払い、脅迫、長時間労働
5. 身近な法律相談会(第12回)のご案内
6. ケラメイコス 肥前のやきもの
7. 本の紹介 外国人労働者受け入れと日本社会
～ 技能実習生制度の課題とジレンマ
8. 今月の言葉

ある技能実習生の帰国時の賃金支払明細書から

私たちは、就職して会社から得られる賃金で生計を立てています。そのため、就職するに当たってハローワーク等の求人票に記載されている基本給、残業、交通費等諸手当と休日・休暇について確認したうえで面接に応じるか否か判断し、面接の結果また就職後著しく労働条件が違っていれば辞職し、次の職場を探すことが可能です。しかし技能実習生達には、そうした自由がないため送出国・受入機関また会社を信用して来日します。当然日本の法律に疎いこともあり、こうしたところに付け込んで不正また不正とまでは言えないにしてもあくどい扱いをする受入機関も少なくありません。カキ養殖業に見られた例では、労基法では労働時間、休日や割増賃金が適用除外とされていても、入管は技能実習生に対してはこれを認めていない為、本人からは労基法に従った偽の契約書にサインさせ、入管提出用にはパスするような内容の契約書を作成して本人の署名を偽造して提出し、割増賃金をごまかすと言った例がありました。

こうした不正又ごまかしの方法として次のようなものがあります。

正式な契約書は渡していても全く無視しているもの

最低賃金の改訂を無視して賃金計算おこなうもの

会社カレンダーに組み込まれた計画年休を年間休日日数として処理しているもの

最低賃金の改訂を行うと同時に家賃を同額増加させるもの

有給休暇を事前申請として当日の急病でも使用させないもの

残業は定額なアルバイト・内職として処理するもの

変形労働時間制としながらも恣意的にその時の都合に応じて勤務を設定するもの

こうした不正の幾つかを行なう会社にいた技能実習生から最後の賃金支給明細書が送られてきたものを見ると次のように記載されていました。

出勤	有休	欠勤	基本給	欠勤控除		支給額
6	16	1	126,600	5,626		120,974
雇用保険	所得税	住民税	住居費	クリーニング	控除額計	差引支給額
633	1,130	30,800	27,000	2,000	61,563	59,411

賃金計算期間は前月の21日から当月の20日です。この技能実習生は29日まで勤務し、30日に帰国しましたので出勤6日と欠勤1日の稼働には問題はありません。しかしこの賃金明細を見ていると幾つかの疑問が湧いてきます。

【疑問1】 有休の16日について

賃金計算期間中の在籍日数は9日間しかないため有休の16日を行使する余地はありません。この会社では、年間カレンダーの中で有休を休日として処理していたり、有休の使用を制限していたことなどから、意図的な、本人達にも通告の無い有休残日数の買い上げと言わざるを得ません。通達を見ると「年次有給休暇の買い上げの予約をし、これに基づいて法第39条の規定により請求し得る年次有給休暇の日数を減じないし請求された日数を与えないことは、法第39条の違反である。」(昭30.11.30基収4718号)とされています。このようなことをした理由は、住民税の未経過分の徴収の問題と関係しています。

【疑問2】 住民税30,800円の徴収

住民税は前年(1月から12月)の収入に応じて賦課され、6月から翌年5月の12か月間の賃金から毎月控除されます。この技能実習生の6月分の住民税は3,400円であったためこれを加えた34,200円が27年度の住民税の額と考えられます。

サラリーマンが退職した時に残りの住民税の徴収がどのような扱いになるか見ていきます。住民税を会社が徴収して納付する方法を特別徴収と呼び、個人が支払う方法を普通徴収と呼んでいます。また退職の時期によって特別徴収とするか、普通徴収とするかが定められています。

- (1) 1月1日から4月30日までの退職者については、死亡退職を除いて、一括徴収する義務が事業主にあります。
- (2) しかし、賃金や退職金の額が未徴収税額以下であれば普通徴収となります。
- (3) 退職日が6月から12月までの間にあり、本人から一括徴収の申出が無ければ普通徴収となります。

従ってこの技能実習生は一括徴収の申出をしていない為一括徴収は間違いということになります。住民税の賦課開始時点で帰国する外国人にとって一括徴収されることは大きな問題となるため本人が市役所に直談判に行ったり、絶対に支払わないと会社を突っぱねた例もあります。確かに、住民税を勝手に一括徴収することを市役所は喜ぶとは思いますが、有休を操作して本人の意思に反してこうしたことを行なうことには問題があります。当然普通徴収として帰国後市役所からの請求に基づいて本人たちが支払えばいい話です。

【疑問3】 所得税が引かれていること

所得税については2点問題があります。第1点目は、所得税は1,750円になります。月半ばでの退職の為社会保険料の控除中止は適正に行われていますが、従前の所得税がそのまま使用されたためです。事務員さんの配慮でしょうか。第2点目は帰国する外国人に対しては最後の賃金で年末調整をするよう義務付けられていますがそれが無視されています。本来であれば今年支払った所得税は全額還付されなければいけません。技能実習生の帰国に当たってどの程度の会社が年末調整をしているのでしょうか。ついながら、母国の家族に送金しているので当然扶養控除がなされるべきと加えられますが無視されています。

【疑問4】 住居費27,000円が全額控除されていること

在籍期間に応じて10日分の日割計算とすべきと思いますが全額徴集されています。最低賃金の上昇分を住居費に転嫁して差引変更の無い様に調整していた会社ですから賃金の回収しか頭がないのでしょうし、彼らが働いている工場の2階を住居としていたためなおさらの感があります。

社会保険への加入義務について

7月の終わりに、日本年金機構中国ブロック本部長・各年金事務所長連名で、「厚生年金保険及び健康保険への加入指導について」という文書が社労士に送られてきました。社会保険に加入義務がありながら無視している事業場に対して指導中であり、その結果、業務依頼があれば早急に手続を進めるよう配慮をお願いしたいとの内容でした。広島県内の法人で未加入の事業場の割合が業種ごとに表として示してありました。

業種	件数	割合(%)	業種	件数	割合(%)	サービス1は、 理髪/美容、(産業) 廃棄物処理等 サービス2は、 自動車修理業など
不動産業	2,631	21.28%	製造業	801	6.48%	
サービス業1	2,217	17.94%	料理旅館飲食業	772	6.25%	
小売業	1,521	12.30%	卸売業	679	5.49%	
建設業	1,192	9.64%	運送業	317	2.56%	
その他の業	1,023	8.28%	サービス業2	199	1.61%	
宗教法人	993	8.03%	データ無	16	0.13%	
			計	12,361		

ここに示してあるのは社会保険の加入手続きを取っていない小規模事業所数を示しているだけで、加入はしていても正社員のみ加入させてそれ以外のパート等非正規社員を加入させていない大規模事業所はここでは問題とされていません。そうした大手の事業所であれば1社で数百人を未加入のまま放置している例も少なく無いと考えられます。また零細事業のコンビニ業界も社会保険未加入の事業所が少なくありませんし、店長だけ加入させていると言った例もあります。建設業会では元請が下請の条件として、役員の労災保険特別加入を義務付けているように、コンビニではフランチャイジーに加入指導義務を負わせる必要があるのではないのでしょうか。年金機構からの資料には、建設業許可(更新)等の際に未加入であれば年金事務所に通報する仕組みがあり、自治体や有力企業に未加入事業者と契約しないように要請しているとのこと。また独自の取組として次のようなことが書かれています。

年金事務所が、文書、電話、訪問等により加入指導を実施します。
 度重なる加入指導にもかかわらず加入されない場合は、「立入検査」を実施し、職権により、事実に基づいて遡って加入手続きを行ないます。
 届出義務が履行されない場合や、立入検査を拒んだ場合には、厚生年金保険法及び健康保険法の規定により、罰則(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)が適用されることがあります。

この中の「遡って加入手続きを行ないます。」時効にかからない過去2年間分の保険料が徴収されます。こうなると、従業員も保険料を支払う必要が出てきます。その金額は次のようになります。

(30歳で賃金総支給額20万円の場合)

健康保険料が10,040円、厚生年金保険料が17,474円 計27,514円
 この2年間分なので、27,514円×24か月分=660,336円

事業所はこの2倍の額を一括して支払うこととなります。しかし職員は、国民健康保険と国民年金を支払っていたならその額が返還されることになるとしても様々な問題が発生します。社会保険料が違えば所得税額が違ってきますし、労働保険料も発生します。病気で長期間休んでいた人は、傷病手当金の請求の可能性も出てきます。当然時効の問題も出てきますし、障害年金の問題も発生し、事業主の不法行為に対する損害賠償の問題も出てこないとは言えません。

新聞記事から

「ブラックバイト広がる現状変えたい」高校生が初の労働組合

TBS8月27日(木)13時26分

長時間労働を強いられるなど劣悪な働き方をしているいわゆる「ブラックバイト」が広がっている現状を変えたいとして、アルバイトで働く高校生が労働組合を結成しました。

「夏休みに9時間バイトを強いられた」(コンビニでアルバイトする高校生)

労働組合を結成したのは、飲食店やコンビニでアルバイトする首都圏の高校生5人です。5人は、勉強に専念できないほどシフト勤務を入れられたり、バイトの制服代を給料から天引きされたりしたということで、「ブラックバイトが広がる現状を変えたい」としています。

厚生労働省によりますと、高校生の労働組合は過去に例がなく、初めてとみられるということです。(27日13:13)

(外国人@ニッポン) フィリピン人女性、祈りを支えに

増田勇介 朝日新聞デジタル L 2015年8月29日 15時43分



多くのフィリピン人信者が集まるカトリック布池教会のミサ = 23日、名古屋市東区葵1丁目、相場郁朗撮影

日曜日の夕方、楽しげでリズムカルな聖歌が聞こえてきた。名古屋市のカトリック布池教会では、英語やタガログ語で毎月ミサをする。23日、司祭とともに英語で祈る信者約200人のほとんどがフィリピン人。移民を原則受け入れない日本に約22万人おり、その7割超を女性が占める。

半年間の「興行」在留資格で、多くは20代の女性がフィリピンから訪れ始めたのは1980年代後半。ピーク時は年8万人が訪れた。歌手やダンサーのための資格だが、実態は夜の街の接客業に就く女性が後を絶たなかった。

布池教会に近い歓楽街・栄東(さかえひがし)は「リトル・マニラ」と呼ばれ、今もフィリピンパブが並ぶ。最盛期の90年代は悪質なブローカーの暗躍もあり、女性たちの不法滞在も問題となった。

2004年に米国から「人身売買」の疑いを指摘され、審査が厳しくなった興行ビザでの来日は激減したが、日本人との結婚で永住者資格を得た女性が多い。3年以上の婚姻関係にあるなど一定の条件を満たせば、永住者資格を取得でき、離婚後も維持できる。女性たちは今、40代。在日フィリピン人全体で最も多い年齢層を構成している。

布池教会には10年以上前から、タガログ語が話せる司祭がいる。毎週欠かさずミサに来るといふ女性(52)も約30年前に来日し、栄東の Snackbar で働いた。日本語は、英語が話せる客から教わった。酒をあまり飲まない寡黙な男性客にひかれ、長女(23)が生まれて結婚。夜の仕事を辞め、部品工場などで働き、夫とともに子どもを育てた。

日本語が苦手で、小学生の娘に勉強を教えてあげられなかった。「神様がいるから強くなれるし、ここには同じ文化を持つ仲間もいる」。行き詰まると、いつも祈りを捧げてきたのが布池教会だった。

名古屋市には、全国の市町村で最も多い約7500人のフィリピン人が暮らす。互助団体「フィリピン人移住者センター」のスタッフで行政書士の鍵谷智さん(68)は「夫婦や男性単身で来日する日系ブラジル人と違って、女性が多い。母子家庭など立場が弱い人も多い」と指摘する。

母国に家族を残す在日フィリピン人の多くが仕送りをしている。かつては地下銀行経由もあった送金方法も今は様変わりした。

コンビニのATM(現金自動出入機)にカードを入れ、画面の「海外送金」を押したブルーニュー・アナリザ・アントニオさん(43)は、マニラに住む80代の母へiPhoneから報告のメッセージを送った。20年前に興行ビザで来日。山梨県の旅館で仲居をした後に、栄東のパブなどで数年働いた。男性客との間に息子(15)が誕生したが結婚に至らず、「だまされてばかりだったよ」と笑う。

息子は自閉症を抱え、特別支援学校に通う。老人ホームで介護の仕事をしてながら女手一つで養う上に、仕送りもあるので、週末はホテルのベッドメイキングの副業もこなすが、悲壮感はない。「息子に働くところがあるのか。1人で生活できるのか。心配だけど、ストレスをためても仕方ないよ」と陽気に語った。(増田勇介)

レオパレス21、ベトナム技能実習生を協力工務店へ配属

新建ハウジングメルマガ 2015年8月4日

レオパレス21(東京都中野区)はベトナム社会主義共和国政府と日本政府が推進している外国人技能実習制度に協力し、このほど同制度活用による第1陣として、ベトナムおよび日本にて語学研修、実技研修を受けたベトナム技能実習生18名の協力工務店への配属を行った。

今回の技能実習生は、母国ベトナムでの通常の研修カリキュラムに加え、同社のサポートによる建築に関する基礎知識、専門用語の特別研修を受けた上で6月29日に来日。1ヶ月間の日本語研修を経て、7月30日から雇用先である同社の協力工務店に配属された。

7月29日、30日には同社本社を訪れ、アパートのショールーム見学等の後、同社の湘南人材開発センターにて催された歓迎セレモニー・配属セレモニーに参加。受け入れ工務店からの温かい歓迎を受けた。

同社は今後もベトナム技能実習生の受け入れサポートを継続し、来日後もメンタルケアや技術指導を行いながら、引き続き第2弾、第3弾と取り組みを拡大する。

韓国、外国人労働者を奴隷化の実態！性暴力、賃金未払い、脅迫、長時間労働...

Business Journal 2015.08.28

韓国で働く外国人労働者に転機が訪れようとしている。外国人労働者たちが加盟するための労働組合が、韓国国内で初めて正式な認可を受けることになった。2005年の設立決起集会から約10年。外国人労働者たちにとっては悲願の瞬間である。

05年、外国人労働者100名が「労働基本法の保障」と「労働条件の改善」を要求し、外国人労働者たちが加盟する労組の設立を政府側に求めた。ただ当時の雇用労働部(日本の厚生労働省などに相当)は、「不法在留している外国人に組合員の資格はない」とこれを一蹴。その後、権利擁護を求めた同団体の委員長たちが相次いで強制退去となる中、組合承認の運動が続けられた。そして15年6月に、韓国・最高裁判所が「不法滞在外国人労働者も労組を設立することができる」という画期的な判決を下し、8月末に同労組が正式な承認を受けることになった。

承認後、同労組の代表を務めるウダヤライ委員長はメディアの取材に対し、「韓国全国で賃金未払いや暴力、人権弾圧に苦しんでいる外国人労働者の奴隷の鎖を断ち切らなくてはならない。外



韓国人雇用主に暴行されたカンボジア男性(「韓国移住人権センター HP」より)

国人労働者に、合法的な労組に加入することで企業側と交渉できるということを広く知らせたい」と答えている。

15年1月現在、韓国では約56万人の外国人労働者が働いている。1988年のソウル五輪以降、合法および不法に滞在する外国人労働者が徐々に増え続けているが、ここ十数年はさらに急増している。そんな社会的な背景の中、外国人労働者に対する差別、暴力、賃金未払いなどが社会的問題として浮上してきた。

韓国の労働者は日本の労働者と同様、世界的に労働時間が長いことで有名だが、そんな韓国人労働者より外国人労働者は月間100時間あまり長い労働を課されているという実態調査がある。また、韓国の農場や工場で働く女性外国人労働者全体の内、約10%が性暴力やセクハラを受けたことがあるという統計も明らかにされた。

ボパさんのような被害を挙げていけば枚挙に暇がない。問題は、韓国人雇用主の側が「強制退去」などをチラつかせ被害者の口を封じてしまうため、被害状況が発覚しにくくなっている点だ。しかも、正式にビザを持って働いている場合でも、雇用主の許可がなければ職場を変えることができないため、被害者たちは泣き寝入りを余儀なくされる。さらに悪質な場合、凶器などを持ち出し露骨に脅迫することもある。実際に、未払い賃金の支払いを求めたバングラディッシュの男性外国人労働者が、韓国人雇用主に鉄パイプで脅迫される映像がテレビで報道されたこともある。

今回、直接話を聞かせてくれた外国人労働者たちは、韓国での境遇について次のように明かす。「あてがわれた寄宿舎と職場以外の外出が徹底管理されている。休日もほとんどなく、よくわからない名目で賃金が差し引かれるのは日常茶飯事。手元に残るお金はほんのわずか」(20代・フィリピン人女性)

「韓国は外国人に対して差別が激しい。いつかお金が貯まったら、日本の名古屋か沖縄あたりに店を出すのが夢」(40代・トルコ人男性)

韓国では、外国人労働者は犯罪などの治安問題と絡めてクローズアップされることが多いが、韓国人雇用主が自らの利益のために外国人を酷使しているという実態のほうが根は深い。しかも、その実態が社会的に隠蔽されようとしてきたふしがある。韓国政府も安い労働力を欲しがる企業の要求に沿って制度を整備してきた歴史があり、相次ぐ被害には目をつむってきた。今回の労組結成は、そんな外国人労働者の境遇に変化をもたらすものとして注目を浴びている。

ちなみに日本当局に確認したところ、「韓国の労働組合は届け出制になっている点で日本とは異なる。日本の労働組合は届け出る義務がそもそもなく、法人設立の際にのみ審査がある。その審査の際にも代表者、構成員の国籍がどこであるかは基本的に問われない」という。仮に不法滞在労働者が所属していた場合は、他の関連法との兼ね合いで処罰が決まるそうだ。

(取材・文 = 河 鐘基)

身近な法律相談会(第12回)

日 時 平成27年 9月27日(日)
13時 ~ 17時 (受付終了は16時)

会 場 カトリック幟町教会 多目的ホール
広島市中区幟町 4 - 42

教会の駐車場は使用できません。

相談員 **弁護士** 近藤 剛史 ・ 依田 有樹恵 ・ 田奥 明生
税理士 碧山 裕二 **行政書士** 栗林 克行
社労士 小松 公寛

ケラメイコス

肥前のやきもの

この4月から仕事をリージャス広島からコワーキングスペース・ムーヴィンオンに変えて毎日出てきています。言葉通り様々な人が出入りし、いろいろなセミナーも開催されています。ひょんなことから「やきものの楽しみ 唐津焼編」というセミナーと若い人向けの労働法関係のセミナーを行なうことになりました。やきものセミナーの方は、肥前の窯元訪問や観光に役立つような話をしたいと考えています。簡単なレジメを作成しながら、持って行くやきものなどを探したり、写真を撮ったりしていますので話す内容の整理として簡単な紹介をします。

唐津焼の起源は1580年ごろ朝鮮の技術を導入して唐津市北波多の岸岳周辺で始まり、豊臣秀吉が名護屋城を拠点に始めた朝鮮征服戦争、文禄役(1592年から1593年)と慶長の役(1597年から1598年)によって沢山の陶工が拉致されてきたことから唐津焼の繁栄に繋がるとともに伊万里焼発展への基礎が出来ました。この文禄慶長の役で拉致された陶工は唐津だけにとどまらず、福岡県の上野焼や高取焼、熊本県の高田焼(八代焼)、鹿児島県の薩摩焼そして山口県の萩焼などが開窯され今日に至っています。



こうした中で唐津焼は1620年ごろには終焉し、唐津藩の御用蒲と地元の需要を満たす甕などを焼く窯が残りました。後者は最近では二彩唐津として見直されてきています。前者は献上唐津として本来の唐津焼とは違った洗練されたものとして焼かれ続けました。これを担ったのが中里窯です。本来の唐津焼が終焉した理由は、1610年ごろに有田の泉山で白磁の原料が見つかったことによります。



肥前各地にあった唐津焼の窯が一斉に磁器を焼く窯に転換していき、これらの製品は古伊万里と呼ばれるようになりました。憧れの舶来品である中国の白磁や染付と同じ白い磁器が日本で焼かれることになると野暮ったい土の器が駆逐されていくのは当然の結果といえます。急速に磁器を焼く窯が増えると燃料確保のため山が荒れていきます。これを防ぎ、また藩の財政収入の確保のため寛永14年(1637年)に窯場の整理統廃合が行なわれ、日本人陶工

826人が窯場から追放され、朝鮮から連れてこられた陶工を中心に有田東部の13か所に窯場が統合されました。

また1944年に中国の明朝が滅んだどさくさから中国磁器のヨーロッパへの輸出が停滞し、その代替品として古伊万里が輸出されることとなります。この貿易を担ったのがオランダの東インド会社です。そうした中で、鍋島藩の御用蒲が伊万里市郊外の大川内山に開かれ、柿右衛門の濁し手による柿右衛門様式が確立されていきます。



長い間の中断の後、現在では、古唐津の技法に従って沢山の窯が煙をあげています。その復興の中心となったのが12代中里太郎衛門(無庵)であり、13代太郎衛門、重利と隆の三兄弟また西岡小十の力が大きかったといえます。

現在では、中里隆先生を除き全て鬼籍に入られ、新しい時代に入っています。第二世代またそれに続く若手の陶芸家が多数活躍されていますので好みの作風の陶芸家を探す楽しみも増えてきています。

(中里重利湯呑)

本の紹介
外国人労働者受け入れと日本社会
～ 技能実習生制度の課題とジレンマ ～
上林千恵子 著 東京大学出版会 5,600円

外国人労働者に関する書籍としては、支援者によるもの、ジャーナリストによるもの、また経済関係や社会学関係の研究者の実態調査に基づいたものと大きく三つに分類できます。この内前二者が私たちの目に触れ手に取られるものといえます。研究者の手になるものは過去の論文集の集積といったものも多くアップトゥデートな内容とは言い難く、また読みづらい内容のものとの印象と同時に高額すぎるといった難点がありなかなか手に取ることがありませんでした。たまたまこの本が目について手に取ると外国人労働者の受け入れから技能実習生制度の創設展開とまとめられており、外国人労働者の問題を考えるうえでこれまでの歴史の概観として参考になりました。これまで技能実習生達と関係を持って感じ取ってきたさまざまな問題も著者の調査の結果として報告されています。実態調査を踏まえた報告として大いに参考になりました。目次と各論文の発表時期を下記にあげておきます。

- 序章 外国人受入に関する近年の動き(書き下ろし)
- 第1章 日本社会と移民政策 日本の外国人労働市場を中心に(書き下ろし)
- 第部 移民政策成立以前の外国人労働者受け入れ
 - 第2章 町工場の中の外国人労働者 都市零細企業における就労と生活(1991年)
 - 第3章 自動車部品工場の中の外国人労働者 日系ブラジル人へのニーズ(1993年)
- 第部 外国人技能実習制度の展開
 - 第4章 外国人技能実習制度の創設と発展(2009年)
 - 第5章 技能実習生の受け入れ費用(2001年)
 - 第6章 中国人技能実習生の就労と生活(2012年)
- 第部 移民政策のジレンマ
 - 第7章 外国人労働者の権利と労働問題 労働者受け入れとしての技能実習生をめぐって(2012年)
 - 第8章 低熟練労働者受け入れ政策の検討(2010年)
 - 第9章 中国の労務輸出政策と日本の技能実習制度(2013年)

言葉

「本当に異文化同士が理解し合うためには、相手の文化を真似したり同化したりするのはなくて、文化間に新たな関係を創造するような方向を目指さなければならない。」

「問題はその個人の精神のなかに、独自の文化が宿っているかどうかだけでしょう。文化は人間の血の中に生きているものなのです。」

リゴベルタ・メンチュ 関野吉晴対談集 P.65・66

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会
〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511
携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039
e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>
平成27年 9月 1日 発行